

摂津市会計年度任用職員登録制度のご案内

摂津市では、会計年度任用職員の職種のひとつである「事務補助員」を任用する際、あらかじめ「摂津市会計年度任用職員登録申請書」を提出された方の中から、書類や面接等により選考し、任用します。事務補助員として勤務を希望される方は、以下の要領により申請書を提出してください。

※事務補助員は、文書の作成やデータ入力等、一般的な事務補助業務を行います。

※ すべての登録者が必ず任用されるわけではありませんので、ご注意ください。

○会計年度任用職員登録資格

- ①登録を申請する年度の初日に年齢が満 18 歳以上の方
- ②地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない方(以下参照)

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 摂津市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○登録有効期間

令和 10 年 3 月 31 日まで

○登録方法

「摂津市会計年度任用職員登録申請書」に必要情報を記入し、封筒に朱書きで「摂津市会計年度任用職員登録申請書在中」と明記のうえ、以下へ送付してください。

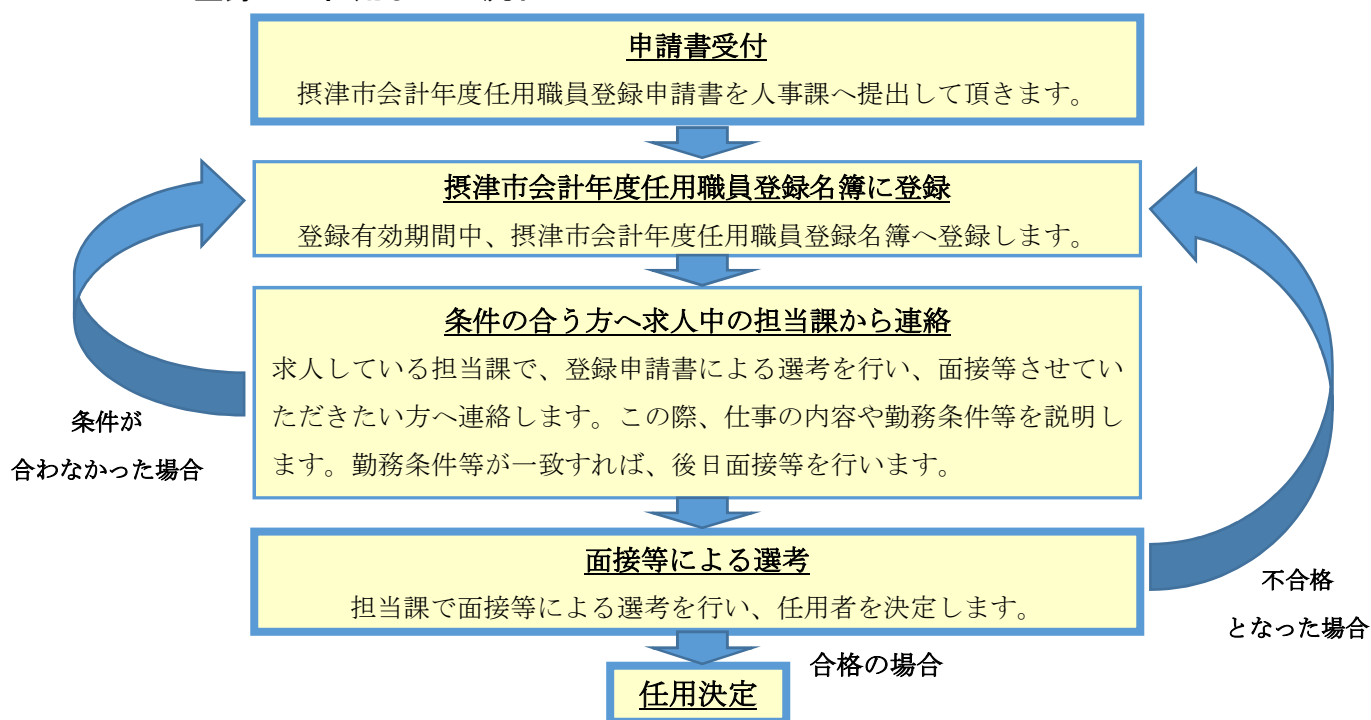
送付先：摂津市市長公室人事課

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

○会計年度任用職員の勤務条件等

職種	事務補助員
仕事内容	一般的な事務補助(文書の作成、データ入力等)
勤務時間	原則、9時00分から17時00分(実働7時間15分)
勤務期間	任用された年度末(3月31日)までの範囲内
休日	土、日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
報酬	時給1,434円 ※R8.4.1時点 通勤に係る費用弁償は、通勤距離が片道(徒歩)2km以上である場合、月15万円を限度に支給します。
社会保険	週20時間を超える勤務で2ヶ月を超えて任用される場合 ⇒共済組合・厚生年金保険に加入 週20時間以上の勤務で31日以上任用される場合 ⇒雇用保険に加入

○登録から任用までの流れ



○その他

- ・登録名簿への登録完了については、特にお知らせいたしません。
- ・登録名簿に登録されても、有効期間中に連絡されない場合もあります。
- ・登録は任用を約束したのではなく、待機中の求職活動等に制限はありません。
- ・提出された「摂津市会計年度任用職員登録申請書」は、一切返却いたしません。
- ・転居等で登録内容に変更がある場合、新しい内容で再度登録してください。
- ・登録有効期間中に、登録取消しを希望される場合は人事課までご連絡ください。